

空家等対策支援専門家派遣事業 後で知っても困る、相続と空き家の問題／司法書士 遠山雅子氏

【啓発講座の概要】

佐久穂町生活支援体制整備協議体と連携して「ちょっと考える終活シリーズ」の「第2回後で知っても困る 相続と空き家のハナシ」を実施しました。

日 時：令和4年11月13日（日）

13：30～15：20

場 所：生涯学習館 茂来館 中会議室

参加者：33名

次 第：①町の人口減少、高齢化の話

②町の空き家の実際の話

③司法書士による啓発講座



【啓発講座の内容】

①自分がいる間にできること

- ・将来に備えて自分の思いを伝える ⇒「エンディングノート」を作る。
- ・「任意後見」や「家族信託」を考える。
- ・認知症になってしまうと「成年後見人」を選任してもらわなければならない。

②自分がなくなった後のこと

<相続>

- ・相続財産とは何か。相続手続きの流れ、相続に必要な書類、相続放棄とは何かなど。
- ・令和6年4月から相続手続きの義務化が始まること。相続登記をしないことによるリスク。
- ・空き家の発生原因と空き家のリスク。所有者不明土地。
- ・相続でのトラブル ⇒遺言書の作成を検討して欲しい。

<遺言>

- ・遺言書でのトラブル ⇒遺言あるある。
- ・遺言を残したいケース。遺言は万能ではない。遺言書の配慮。注意事項など。

【啓発講座のまとめ】

- ・今回、総合政策課だけでなく、健康福祉課と連携した終活シリーズとして、「相続と空き家」というテーマで募集したところ、定員 20 名の枠に 38 名の応募がありました。会場を広い会議室に変更し、コロナ対策をしながら実施しました。
- ・長野地方法務局と長野県司法書士会で作成した「エンディングノート」を紹介し、自分が元気なうちに自分がいなくなったことを考えることが大切であるとスタートしました。
- ・司法書士から、「相続でトラブルになったケース」で、相続人が複雑で、遺言書があれば良かった話や、「遺言書でトラブルになったケース」で、公平さを考えないと残された子供たちが揉めるケースがあるので、想いや事情を伝えることが大切であるようなリアルな話を聞くことができました。
- ・質問では、「弁護士、司法書士、行政書士は何が違うのか？」「公正証書遺言があるかどうかの確認はできるのか？」「相続人が相続放棄をしてしまったらどうなるのか？」「遺言書の修正は可能なのか？」「相続土地国庫帰属制度とは？」など、たくさんの質問があり、時間をオーバーしてしまいました。

【今後の対応】

- ・今後、所有者不明土地の解消に向けた法律改正の周知が必要になってくることから、司法書士や行政書士等と連携した啓発講座の実施を検討していきます。
- ・引き続き佐久穂町生活支援体制整備協議体と連携して集落のサロンなどで、小規模な啓発活動を実施して行く予定です。

以上